

自動車税などの県税は多古町役場で納付できます

多古町役場で納めていただくと、納付額の2%が手数料として町の収入になります。町にとって貴重な財源となりますので、納付の際は、役場1階出納室窓口をぜひご利用ください。



なお、納期限を過ぎたものは、延滞金確認のためお時間をいただくことがあります。
取扱できる千葉県税目●自動車税、不動産取得税、法人県民税・法人事業税・個人事業税 など
取扱時間●午前8時30分から午後5時15分(土・日曜日・祝日を除く)
納付場所●役場1階 出納室窓口
お問合せ●出納室 ☎76-5415

多古町立図書館の利用スペースが広がりました!

これまで多古学童保育所として利用されていた建物の2階をリニューアルし、全館が利用できる図書館として生まれ変わりました。

新設の学びスペースやふるさと情報発信スペースに加え、1階の書庫も開放し、より充実した読書環境となっています。

また、交流スペースでは読み聞かせ会や読書会など、多彩なイベントも開催していますので、ぜひお気軽にお越しください。



【学びスペース】

【ふるさと情報発信スペース】

【交流スペース】

※各スペースをご利用の際は、貸出・返却カウンターまでお声掛けください。

お問合せ●多古町立図書館 ☎79-3406

「いきいき健康サロン多古わぁーかちいと」閉館のお知らせ

町民の皆さまの健康づくりや交流の場として長らく親しまれてきた「いきいき健康サロン多古わぁーかちいと」は、建物の管理や今後の活用について検討した結果、**7月31日(金)をもって閉館**することとなりました。これまで多くの皆さまにご利用いただき、ありがとうございました。

なお、閉館に伴い、今後のご利用に関しては、以下の点にご注意ください。

閉館日●7月31日(金)

利用予約の受付●閉館日までの利用申請は通常どおり受け付けていますが、閉館日以降の予約はお受けできませんので、ご了承ください。

本施設の閉館後も、町民の皆さまの健康と交流を支援するための取り組みを進めていきますので、引き続きご理解とご協力をよろしく申し上げます。

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎76-3185

多古町地域経済活性化拠点整備に係る多古町議会との意見交換会を開催しました

今回の意見交換会では、今までの意見交換会での検討結果の振り返りを行い、今後の取り組み方針について説明しました。「今後の拠点整備を検討する組織体制(町・第三セクター・デベロッパー・テナントなど)を構築し、ソフト、ハードに分けて検討を進めること」や「社会情勢や施設の優先度、民間投資や民間事業者との協働などの機会を逃さないこと」、「10～15年程度の中長期的視点で順次整備していくこと」を確認しました。

引き続き、多古町の経済活性化に向けて事業を進めていきます。



▲第5回意見交換会の様子

お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎76-5404

共通 検討する組織体制の構築 《第三セクターを含むコンソーシアム》 多古町、第三セクター、地域活性化起業者制度を活用した専門家、デベロッパー、テナント	
ソフト	ハード
<ul style="list-style-type: none"> ●優先順位とスケジュールの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・優先して整備する施設を見極め、町財政の増収と歳出平準化を図る ・小規模分棟配置と複数年度のフェーズ分け ●市場調査と損益検討 ●(場合により)大規模小売店舗立地法への対応 ●資金計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・実施年度毎に交付金の採択状況等の確認 ●用地買収の事前調査と用地買収の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地権者の意向確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計施工一体型での契約 <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定方法と発注形態の検討 ●測量、土質調査 ●測量範囲とボーリング箇所の検討 ●基盤整備基本・実施設計 (トラスステーションの設置検討含む) ●建築基本・実施設計 ●行政協議 <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為、盛土規制法、道路、建築確認等 ●工事の実施と施工監理 ●工事完了と管理運営の開始

▲今後の取り組み方針

県によるイノシシ捕獲実施のお知らせ

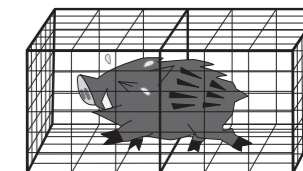
千葉県では、6月から11月にかけて、農作物に被害をもたらすイノシシの捕獲を実施します。

捕獲は、わな猟により実施しますので、近づかないようご注意ください。

※わなの周辺には注意看板を設置します。安全な捕獲に努めますので、

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

お問合せ●千葉県自然保護課鳥獣対策班 ☎043-223-2058



さつまいもを栽培される皆さまへ

千葉県では、植物防疫法に基づき令和6年3月に「千葉県総合防除計画」を策定しました。近年全国的に問題になっている「サツマイモ基腐病」のまん延を防止するために、家庭菜園を含むすべての栽培者の方に6つのルールを守っていただくよう、ご協力をお願いします。



地下部の茎が黒く変色します

地際部が黒に、葉が黄や赤に変色して枯れます

サツマイモ基腐病のまん延を防ぐための6つのルール!

- ①本病発生ほ場から種いもを採取しない。
- ②無病種いもや、由来のわかる健全な苗を使用する。
- ③県などが実施するまん延防止のための調査に協力する。
- ④本病が発生または本病と疑われる症状を確認した場合には県や関係機関に直ちに連絡する。
- ⑤本病の発生が確認された場合、関係機関の指導のもと発病株を適切に処分する。
- ⑥本病発生ほ場では原則として2年以上、さつまいも以外の作物を栽培するか休耕する。



千葉県ホームページ

お問合せ●多古町産業経済課農業振興係 ☎76-5404

千葉県農林水産部環境農業推進課肥料・農薬班 ☎043-223-2888